

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局振興課・老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

平成27年度介護報酬改定関連 Q&A の正誤について  
計2枚（本紙を除く）

Vol.475

平成27年5月22日

厚生労働省老健局

振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（※お問い合わせ先は事務連絡をご参照下さい）  
FAX：03-3503-7894

事務連絡  
平成27年5月22日

都道府県  
各指定都市 介護保険主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課  
振興課

### 平成27年度介護報酬改定関連 Q&A の正誤について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成27年4月1日付けで発出した「平成27年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1) (平成27年4月1日)」、平成27年4月28日付けで発出した「平成27年度介護報酬改定における介護療養型医療施設に関する Q&A (平成27年4月28日)」及び平成27年4月30日付けで発出した「平成27年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.2) (平成27年4月30日)」につきまして、別紙のとおり修正することといたしましたので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管内市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしく願いいたします。

※ 今回の Q&A の修正に関する御質問については、下記サービスごとの問い合わせ先をお願いいたします。

厚生労働省 代表 03-5253-1111

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 【通所介護】           | ⇒ 振興課（内線3987）   |
| 【訪問・通所リハビリテーション】 | ⇒ 老人保健課（内線3944） |
| 【訪問看護】           | ⇒ 老人保健課（内線3989） |
| 【福祉用具貸与】         | ⇒ 振興課（内線3985）   |
| 【介護療養型医療施設】      | ⇒ 老人保健課（内線3942） |

【Q&Aの正誤が必要なもの】

対象Q&A (番号)	正誤箇所	
	誤	正
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日) 問23	問23 留意事項通知における「前3月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること」とは、例えば、3～5月にかけて継続して利用している利用者Aは1人、 <b>1月</b> に利用が終了した利用者Bも1人と数えることで良いか。	問23 留意事項通知における「前3月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること」とは、例えば、3～5月にかけて継続して利用している利用者Aは1人、 <b>3月</b> に利用が終了した利用者Bも1人と数えることで良いか。
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日) 問91	問91 社会参加支援加算は、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)イ(2)に規定される要件は遡って行うことができないことから、平成27年1月から3月までについての経過措置がなければ、平成28年度からの取得できないのではないか。また、平成27年度から算定可能であるか。それとも、イ(2)の実施は平成27年4月からとし、平成26年1月から12月において、イ(1)及びロの割合を満たしていれば、平成27年度から算定可能であるか。	問91 社会参加支援加算は、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)イ(2)に規定される要件は遡って行うことができないことから、平成27年1月から3月までについての経過措置がなければ、平成28年度からの取得はできないのではないか。また、平成27年度から算定可能であるか。それとも、イ(2)の実施は平成27年4月からとし、平成26年1月から12月において、イ(1)及びロの割合を満たしていれば、平成27年度から算定可能であるか。
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日) 問121	(答) 入所者等の誤嚥を防止しつつ、経口による食事の摂取を進めるための食物形態、 <b>接種</b> 方法等における特別な配慮のことをいう。	(答) 入所者等の誤嚥を防止しつつ、経口による食事の摂取を進めるための食物形態、 <b>摂取</b> 方法等における特別な配慮のことをいう。
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日) 問175	問175 留意事項通知における「前3月間において、当該事業所が提供する看護サービスを2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること」とは、例えば、3～5月にかけて継続して利用している利用者Aは1人、 <b>1月</b> に利用が終了した利用者Bも1人と数えることで良いか。 (答) 真見のとおりである。具体的には <b>問24</b> の表を参照のこと。	問175 留意事項通知における「前3月間において、当該事業所が提供する看護サービスを2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること」とは、例えば、3～5月にかけて継続して利用している利用者Aは1人、 <b>3月</b> に利用が終了した利用者Bも1人と数えることで良いか。 (答) 真見のとおりである。具体的には <b>問23</b> の表を参照のこと。
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日) 問177	(答) ② 本令施行の際(平成27年4月1日)、現に養成研修 <b>終了</b> 者に該当していれば経過措置期間中において、福祉用具専門相談員として従事することが可能である。	(答) ② 本令施行の際(平成27年4月1日)、現に養成研修 <b>修了</b> 者に該当していれば経過措置期間中において、福祉用具専門相談員として従事することが可能である。
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日) 問178	(答) 指定福祉用具貸与と事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営 <b>規定</b> に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規定に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。	(答) 指定福祉用具貸与と事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営 <b>規程</b> に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規定に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日) 問186	問186 特定事業所加算に「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」が加えられたが、実習受入以外に該当するものは何か。例えば、地域で有志の居宅介護支援事業所が開催する研修会を <b>引き受ける</b> といった場合は含まれるのか。	問186 特定事業所加算に「介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること」が加えられたが、実習受入以外に該当するものは何か。例えば、地域で有志の居宅介護支援事業所が開催する研修会を <b>引き受ける</b> といった場合は含まれるのか。
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日)	(参考) <b>Q13</b> 初回加算「新規」の考え方(21.3.23)	(参考) <b>Q62</b> 初回加算「新規」の考え方(21.3.23)
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成27年4月1日) 【QA修正】(P64)	【QA修正】 <b>問16</b> 特定事業所加算(Ⅰ)を算定している事業所が、算定要件のいずれかを満たさなくなった場合における特定事業所加算の取扱い及び届出に関する留意事項について。	【QA修正】 <b>問30</b> 特定事業所加算(Ⅰ)を算定している事業所が、算定要件のいずれかを満たさなくなった場合における特定事業所加算の取扱い及び届出に関する留意事項について。
平成27年度介護報酬改定における介護療養型医療施設に関するQ&A(平成27年4月28日) 問2	(答) 前者の要件は、当該施設の重篤な身体疾患を有する <b>患者及び基準及び</b> 身体合併症を有する認知症高齢者の受け入れ人数を評価しているものであり、重篤な身体疾患を有する者の基準及び身体合併症を有する認知症高齢者の基準のいずれにも当てはまる患者であっても、施設として実際に受け入れた患者の人数については1人と数える。 (以下略)	(答) 前者の要件は、当該施設の重篤な身体疾患を有する <b>者及び</b> 身体合併症を有する認知症高齢者の受け入れ人数を評価しているものであり、重篤な身体疾患を有する者の基準及び身体合併症を有する認知症高齢者の基準のいずれにも当てはまる患者であっても、施設として実際に受け入れた患者の人数については1人と数える。 (以下略)
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.2)(平成27年4月30日) 問24	(答) <b>要支援2の基本サービス費</b> ×(5/30.4)日－(要支援2の <b>送迎</b> 減算752単位)＝△ <b>62</b> 単位⇒0単位とする。	(答) <b>111×5</b> －(要支援2の <b>同一建物</b> 減算752単位)＝△ <b>197</b> 単位⇒0単位とする。